

## 平成27年度涌谷町議会定例会9月会議（第4日）

平成27年9月30日（水曜日）

### 議事日程（第4号）

#### 1. 開 議

##### 1. 議事日程の報告

1. 議案第67号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）

1. 議案第68号 平成27年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第69号 平成27年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第70号 平成27年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第71号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第72号 平成27年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第73号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第74号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第75号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

1. 議発第 4号 涌谷町議会議員定数条例の一部を改正する条例

1. 議発第 5号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例

1. 議発第 6号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する条例

1. 議発第 7号 小選挙区制の選挙制度を早期に改革するよう求める意見書の提出について

##### 1. 請願・陳情

##### 1. 議員の派遣について

#### 1. 休 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
14番	大泉治君	15番	遠藤积雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	総務課参事兼課長	城口貴志生君
総務課 防災交通室長	達曾部義美君	企画財政課 参事兼課長	高橋宏明君
まちづくり推進課長	今野博行君	税務課長	泉沢幸吉君
町民生活課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 副センター長兼 福祉課長	高橋正幸君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課 参事兼課長	村上芳行君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	高橋貢君
農業委員会 会長	畑岡茂君	教育委員会 会長	笠間元道君
農業委員会 事務局長	遠藤栄夫君	生涯学習課長	小野寺和敏君
教育総務課長兼 給食センター所長	渡辺信明君	代表監査委員	柳渕茂君

事務局職員出席者

局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

予定では、きょう議会最終日でございます。どうぞ、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、議案第67号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

きのうで説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に5ページ、第2表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、歳入に入ります。

歳入は一括質疑となりますが、21款町債は省略いたします。8ページ、1款町税から13ページ20款諸収入までについて、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

次に、歳出に入ります。歳出は款項を追っての質疑となります。なお、人件費のみは省略いたしますので項を移る際にはご注意いただきたいと思ひます。

それでは、16ページから17ページまで1款議会費1項議会費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 続きまして、16ページから19ページまで2款総務費1項総務管理費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 続きまして、18ページから19ページまで3項戸籍住民基本台帳費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、20ページから21ページまで、5項統計調査費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

続きますして、20ページから23ページに至ります。3款民生費1項社会福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

22ページから25ページ、2項児童福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

続きますして、24ページから27ページまで、4款の衛生費4項医療福祉センター費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、6款に入ります。26ページから29ページまで、6款農林水産業費1項農業費について質疑ございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） 26ページの農業振興費の有害鳥獣対策協議会補助金について、これは課長の説明にもあったんですけども、タヌキとかそういうのが民家のほうに侵入して巣食って住んでいる。それで捕獲のかごとかいうのかわなみたいなものを貸すというんですけども、その捕獲した場合の後、前にも質問したことあるんですけども、課長の答弁が余りはっきりした答弁が出ていないんです。その捕獲したものを農林振興課に持って行って、農林振興課がそれをちゃんと処分してくれるのか。それがはっきりしないと貸すだけ貸してもうまくないと思うんだ。あと、土木費はいいんですか。まだ。では、それを。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 前の議会で1番議員さんから私として捕獲した方が自己責任で処分なり行ってくださいというようなことで答弁したわけでございますが、そこは検討しますというような答弁いたしました。それで、いろいろ検討した結果、猟友会さんのほうに、涌谷町農作物有害鳥獣対策協議会というのがございます。その中で回収処分として1頭当たり5,000円で猟友会にお任せいたしまして、処分をお願いするようになってございます。猟友会のほうでは一応5,000円掛ける100頭を予算化しております。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 以前、知人の近くの方がかご借りてとったんです。ところが、農林課の対応がはっきりしないので、結果的にどうしたかと言って悪いのかいいのかわからないんですけども、上郡のほうに行って捨ててきた。これではうまくないんです。貸す以上はその後まで対応しないと町民は納得できないと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） それで、捕獲した方は農林振興課のほうに電話なり連絡していただければ、私のほうで猟友会さんのほうに捕獲したものを委託して処分なりそういう方向でお願いする方向でございます。ちなみに、これは27年なんですけれども、一般の方に貸し出しはしている実績はございますが、捕獲し

た実績はございません。それで、猟友会さんでは捕獲、既にタヌキが4頭、ハクビシン10頭ほど捕獲してそれなりの処分をなされている状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかにございませんか。

それでは、28ページから29ページまでの8款土木費でございます。2項道路橋梁費について。7番。

○7番（伊藤雅一君） 29ページの道路維持補修事業費についてご質問申し上げます。当初予算で足りなくて1,865万8,000円ほど補正されたのかというふうに理解します。町民の方々から修繕を求められてやりかねておる現在の件数と、それからその修理に大体必要とされる概算額で結構ですから、どれぐらいの金額が見込まれるか。残っている件数と金額、工事額をお知らせをいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 当初予算の箇所づけて、一応総数からいきますと60を超える数で、金額的には4億円を超える金額でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番、よろしいですか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 今現在60を超える件数と、それから4億円ということですか。そういう金額が見込まれるということですが、これはもう何年も経過してきているものも多分この中に、40件の中にもあるんだろうと思えます。お願いをしているというか、修理を求めている町民からすればいつやってくれるのかという、そしてその見通しも多分申し込みされたままでこういうわけでいつごろ工事するようになりますとか、そういう回答の仕方も多分やっておらないだろうというふうに思えます。これでは町民からすれば一体何をやっているんだというそういう見方しか生まれてこないというふうに思えます。したがって、その辺は町として信用にかかわる問題だというふうに思えますので、これからもまだまだ時間が必要だし予算額も必要だというふうに見込まれるならば、そういう箇所にあらかじめこういうわけでおくれています、いつごろに修理をするようになりますとかそういう理解をいただくような方法を考えてもらいたいと思えますし、急がなければならないようなものでもおけているようなものもあれば、こういうものは何とかして予算措置をして急いで工事をしてもらいたいと思えます。これは私から言わなくてもおわかりだと思いますが、ひとつそういったことをお願い申し上げておきたいというふうに思えます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 町民の皆様から要望ある箇所については、本当に把握し切れていない部分と実際に施工できる分の差がありまして、ご迷惑をおかけしているところでございます。一番建設課で優先しておりますのは、通行にあつて安全を確保するために緊急を要する箇所を優先しております。基本的な改良や大幅な補修工事には金額も要することから、問い合わせがあった時点ではできるだけ説明をしているわけですが、次の順番がいつということまではちょっと話していけないので、できるだけ詳しく時間がたった後でも説明をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 道路維持費に関連しまして、道路沿いの草刈りはシルバー人材センターがやっておりますね。これも道路の美化に関連するものだから、一つは維持補修に当たるのかと思うんですが、刈った後、刈りっぱなしでどんと重ねておきます。あれ何とかならないんですか。以前、シルバー人材センターではなく大崎

緑化だと思ったんですが、全部花壇から何から草取ってそして全部片づけているんです。片や、国土交通省が上のほうを草刈りした後、全部草運んでいきます。上はきれいでも人が通る脇が草そのまま投げっぱなしのような状況では、これはうまくない。委託する際はそこまでちゃんとやらせるように委託するべきではないかと思うんです。箇所のうちで庭掃除してごみ取らないでそのままにしてるか、俺はしないと思うんです。それと同じだと思うんです。そういう感覚で業務を委託すべきではないか。それはどういうふうに。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 兼用堤関係の除草は国土交通省の業者さんに委託してやっております、部分的には集草も国交省さんのほうでお願いしている場所もございます。ただ、町の工事、除草業務にシルバーに頼んでいる分は集草の業務は入っていない、その費用に関しても金額を要することから、今の段階では集草は行っておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 以前、業者さんに委託したときとシルバーに草刈りをさせるのは違うんですか。どうして草、そのまま刈りっぱなしで置いておくんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 段々と労務費等の単価も上昇しまして、以前処理していた部分もあったかと思うんですけれども、現在の段階では処分の費用は見込んでおりません。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 委託する場合、随契みたいに毎回毎回同じ業者ではなく、競争させればそこで幾らか業者によってはそこまでやるという業者も出てくるのではないですか。やり方も検討してほしいと思うんですが。これはごみそのまま、言ってみればごみなんだよ。堆肥になるのを待っているようにあそこに積んでいるのかと言いたくなるんです。そういうふうではなく、交通量も結構あるんですし、涌谷町民だけではなくいろいろな方も通るんですから、なんだ涌谷に行ったら草刈りっぱなしで脇に重ねておくのかとそういうふうにもとられかねないんだから、その辺をきちっと建設課で対応すべきではないですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 議員さんおっしゃることはそのとおりでと思いますけれども、地域でまた人夫賃を出して刈り払いをお願いしているところもございまして、その分なども集草まではやっておらない状況でございます。場所等も考えまして、できる範囲でもし集草ができればとは思っております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。3番。

○3番（後藤洋一君） 3番、後藤です。7番議員さんからも先ほどありましたけれども、特に道路維持費の緊急を要するもの、特に学校等通学路に当たっているもの、バス停留所付近と私も何度となく現場に出向きお話をした経過があります。特にこれから夕暮れ時、大変暗くなるというのが早くなってまいりますので、特に大きな穴のあいているところ、ぜひ確認していただいて早急にそういったところは特に緊急を有するものでございますので、早急に整備をお願いしたい。この件について課長から。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 住民の方から連絡が入った場合には、すぐ現地のほうには向かいましてその状況を

確認している状況でございます。また、嘱託の業務員さんも随時週2回から3回、パトロール等を行っておりますので、議員さんでも発見していただきましたら建設課のほうにご連絡いただければすぐ対応したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 3番。

○3番（後藤洋一君） 課長の言うとおりで、ぜひそういったことの現場のほうを確認し、特に自転車で通学をしている子供たちも地域によっては多く見られるわけでございます。そういったところも十分考慮していただいて、早急に整備に当たってほしいと思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） そのように対応したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 道路維持の件で、2点ほど確認したいと思います。7番さんと3番さんも道路維持の件で話あったんですけれども、担当課で緊急車両入れないような道路がまだ町内何カ所か見受けられます。その辺、把握しているのかしていないのか。もし把握していればその改良関係をどのように考えているのかお聞きしたいということと、それと除雪機の借り上げ料、多分除雪体系、例年どおりだと思うんですけれどもその例年どおりの除雪体系、ことはどうなのか。昨年同様の除雪体系に考えているのか、そこら辺のところを2点ほど確認させてください。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 議員さんご質問の緊急車両と言いますと救急車とか消防……、そうなりますと4メートル未満の道路、その他町道の部分だと思います。実際の数量までは、台帳のほうでは把握はしておりますんですけれども、その他町道の改良の予定としては今の段階では予定はしていない状況です。

それから除雪関係の対応でございますが、昨年同様の予算金額で計上しております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） この緊急車両が入れるような、同じような質問を前にもした記憶あるんです、常任委員会とかいろいろな話する場所で話した記憶あるんですけれども、その当時から比べるとまだ全然変わっていないとか。担当課そのもの、各地域からこういう緊急車両が入れなくて困っています、改良してくださいという話、恐らく区長さんとか自治会とか地域住民から来ていると思うんですけれども、そこら辺のところ担当課として出向いて行って、きちっと精査しながら改良する。1年に1カ所、2カ所でも構わないと思いますので、道路4メートルとかそういう決まりはあるんですけれども、4メートルない道路が結構あるような。そしてそばに沢あるとか田んぼがあるとか、常に上のほうに砂利とかいろいろ敷き詰めて道路の管理はしているのはわかるんですけれども、なかなか緊急車両が入れないというところが見受けられます。その辺、きちっとした維持管理をするという強い意思で住民の安全安心を担保というか確保していただければありがたい、そのような思いでございますので、その辺再度お聞かせいただきたいということと、それと除雪機ですけれども、これも何度か質問させていただきました。

各地域で大雪降った都度、除雪してしてくれる個人の方、あと集団の方おります。そういう方々に何も要らない、そういうつもりでやっているのではないからという人もいます。少なからずとも危険を伴う作業でござい

ますので、保険代とか油代とかその辺を考えた話を持っていていただいて、そしてお互い納得できるような除雪体系にしていただければいいのかな。一昨年、今までにないぐらいの大雪降ったんですけれども、主要幹線、3日ほど除雪されておりました。そういうこともございます。そして、昨今夏はゲリラ豪雨とかいろいろ急に雨降ったりとか大雨振ったりとかという天候がありますけれども、これからの冬も夏場の大雨だけではなく大雪、猛吹雪になる可能性も指摘されておりますので、そこら辺のところの除雪体系もきちっと整えていただくような考えを担当課として持っていただければと思うんですけれども、その辺の考えもお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 全面的な改良まではいかないまでも、ある程度状況、道路の件に関しましては把握しましてやれるものは進めてまいりたいと思います。

それから除雪の費用等、それから地域でボランティアの方でお願いしている部分もございますので、一時期地方創生のほうに計上しようかということで提案した中で、消耗品とか融雪剤を地域で買って配付してもらおうとか、そういうことも一応検討しておったので今度、これから上司とも相談してまいりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） まず、道路関係の維持のほうは早急に一応見直しをかけていただいて、今課長言ったとおり進めていただければいいのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

除雪関係ですけれども、しつこいようですけれども、融雪剤そのものも役場のほうに、担当課のほうに来て各地域でいただいていって散布しているというところもかなり多くなってきております。そういうような、とにかく町長の考えもとにかく自分の命は自分で守る、そして自分の地域は自分たちで守るというのも考えとしてあるようでございますので、その辺担当課として地域内は全部町がやるのではなくできることは地域にお任せします、ぜひ、例えば区長さんとか自治会の役員さん方にそういうような考えをきちっと示していただいて、融雪剤は町のほうで用意しますから散布はもしできるのであれば地域でお願いしますとか、そういう話を持っていただいて、町の負担をできるだけ少なく、そして地域でできることは地域にお任せする。それが本来協働のまちづくりの姿ではないのかと思うんですけれども、そこら辺のところことしの冬、どのような冬になるかわかりませんが、冬に向けてとにかく地域の役員さん方、自治会とか区長さん方とか聞き取り含めた進め方をやっていただければいいのかなと思いますけれども、そこら辺のところの考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 除雪関係につきましては、役場、行政のみではできない部分がありますので、区長さん方、それから自治会の方々も含めて相談して進めてまいりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。30ページから31ページ、3項都市計画費。同じく、30ページから31ページまで、4項の住宅費について。5番。

○5番（杉浦謙一君） 災害公営住宅につきましてちょっと、火災報知機の関係もありますけれども、質問いたし



ますけれども、全部で48戸建てまして、建設いたしまして、予想より今の時点であきがどのぐらいあるのか。あわせまして、今建設課が担当しているか福祉課が担当しているかわからないんですが、みなし仮設につきまして町内に仮設はありませんのでみなし仮設として今住んでいる方がおられます。そういう方の把握はしているのか、そしてその件数というのはどのぐらいあるのかまずお示ししていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 今災害公営住宅の入居の状況でございます。六軒町裏の8戸については全員入居しております。浜江の住宅については4戸が残っている状況でございます。中江南に関しましては5区画、合計で9区画が残っている状況でございます。ただ、今回の18号の大雨によりまして1世帯の方が応急仮設ということで短期間の間入居している状況もございます。

それから地震災害の応急仮設の数ですが、淡島が20、一本柳が1でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） この方、災害公営住宅、このままでいいのか。多分入居条件はあると思うんです。まずこの後の9のあきをこのままどうするのかということと、みなし仮設につきましてはこれも期限があることですのでその人たちの要望というんですか、今後のニーズというかそういうことを把握されていると思うんですけれども、そういった点、担当課で調べている、調査している中身をお知らせしていただきたい。まず災害公営住宅につきましてはなぜあいてしまったのかということです。その点を私は以前にも質問しているんですけれども、家賃の問題というのが出てくるのではないかという心配は前からしておりました。その点も含めまして2回目の質問とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） みなし仮設の関係は涌谷町では3年間の期限となっておりますので、随時3年を経過した方から災害公営住宅、その他の再建をしてほしいということをお願いしております。ただ、災害公営住宅に移ると家賃のほうに相当差が出ますし、今の段階ではもっていませんのでその関係もありまして現在の淡島等に残りたいという方がおられて、その方については公営住宅の入居、家賃をこれから請求するような形になっておるものがございます。数、ちょっと正確な数までは調べておりませんが、再度調査を確定したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） そういった点は調べるべきだと思うんです。今みなし仮設に入っている方、出ている方もおるんですけれども、生活を再建されて中古住宅を今購入されているという方が町内におられます。そういう方はまだいいんですけれども、そういっためどが立たない方もいらっしゃいます。多分、きのうの説明では災害復興基金のほうに家賃補助云々という話はされておりました。多分、担当課としては家賃は高いのではないかと普段の所得にありますけれども、その点でなかなか入りづらいという点はあるのではないかとということで私はきのうの説明では把握はしていたのではないかとおもうんですけれども、その後家賃の補助というか助成ということも含めまして考えていかないと、この9戸、別な災害で臨時的に入るのはいいいと思うんです。あけておくのもまた一つの政策だと思うんですけれども、9戸というのはちょっと多いのかなと私は思うんですけれども、そういった点で埋める努力というのは必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 県内でもまだ災害公営住宅、沿岸部などでは進んでおりませんで、進捗状況で5割ぐらいの状況ですので、まだ災害を受けていない人が入れる状況ではございません。それで、9区画のうち問い合わせ等は三、四件ございますし、また宮城県やホームページ等にも一応掲載したりして広報等はやっておりますので、できるだけロコミといたしますかそういう中でお知らせしていきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に移ります。30ページから31ページ、9款消防費に入ります。1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。それでは、32ページから33ページまでの10款教育費に入ります。1項教育総務費について質疑ございませんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 33ページ、いいですか。33ページについて、下のほうにございますスクールバスの購入費。予算4,085万円について質問をさせていただきます。

説明によりますと、スクールバス5台を購入するという説明があったかというふうに思います。この購入目的、それから活用方法、それから今までの送迎の委託契約との関係、この3点についてお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 7番さん、これは説明は既にされておりますが。補正予算の説明において説明されておりますが。きのうの説明のさらに進んだアレですか。（「もう少し深く聞かせてもらいたい」の声あり）

では、再説明。教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺信明君） それでは、7番議員さんのご質問にご回答させていただきます。

昨日の説明の際にも申し上げましたが、今現在涌谷中学校のスクールバスにつきましては5台を業者に運行委託というふうな形でスクールバスやっているわけですが、今回町でバスを購入して運転のほうの委託、今まではバス、運転手、全てを業者委託していたわけですが、バスを町で購入して運転の委託だけをしたほうが支出が抑えられるということから、今回バスの購入をお願いするものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 今委託しておられるんだろうと思いますが、全部。今度は町がバスだけではなく運転業務も、運転手さんも用意してそして町独自で子供の送迎を行うということですか。何か、その辺ははっきりおっしゃっていただければ。どういう使い方をするのか。今後子供の送迎をずっと何十年になるか何百年になるかわかりませんが、どういった見方を持って臨んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長、もう少し詳しくお願いします。このことについては十分説明がありますけれども、繰り返しになりますけれども、総務課長、お願いします。

○教育総務課長（渡辺信明君） 繰り返しになりますけれども、今現在スクールバスにつきましてはバス、運転手、全ての経費を業者委託でやっております。今回、バスを町で購入しまして運転業務、それから油代とかそういった経費も含めてお願いしたいとは考えておるんですけども、運転業務をお願いしたいというふうなことでございます。これまでの業務委託費が4,100万円ほど1年間でかかりますので、今回バス5台で4,000万円という大きなお金になりますけれども、バスを購入して運転手だけをお願いしたほうが支出が抑えられるというこ

とから、今回バスの購入をお願いするものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。7番。

○7番（伊藤雅一君） その旨はバス会社にはちゃんと通告済みというか、契約を破棄しなければならないと思うんですが、そういうことももうやってもらえるんですか。その上でやっているんだらうから、この計画は。その辺はどうです業者との関係は。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺信明君） 今年度の涌谷中学校のスクールバスの運行につきましては、1年度限りの契約となっておりましたので、今回バスの購入がお認めになられた際には今後の動き方ということについてはバス業者とお話し合いをさせていただきたいと思っております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。8番。

○8番（門田善則君） 私も聞こうと思って、先に聞かれたからアレなんですけれども、要は、はっきりと幾らの経費が削減されてこれだけ浮くんですということをきちんと聞きたいわけです。そこまで言うべきだと思います。それと、来年4月1日から関連になりますけれども、笹岳白山小学校ができる。それも送迎がスクールバス出てくると思いますが、その辺の扱いも今回のように変えていくのかどうか。その辺も含めてお話しください。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺信明君） 8番門田議員さんのご質問でございます。詳細にわたって説明ということで、説明不足ということでございます。大変申しわけございません。

具体的には試算等はやってはみたんですけれども、今現在業者委託しているということで、委託料が4,120万円ほどかかっております。それに対しまして交付税でスクールバスの分ということで約2,800万円が歳入されておりまして、1,280万円ほど一般財源として今年度は支出される。今回、バスを5台購入しましてどうなるのかということでございますけれども、今年度につきましてはバスの購入費、それから地方債を充てておりますので一般財源につきましては大体780万円程度になるものでございますが、来年度以降現行のまま業務委託をした場合、それから購入してやった場合と比較してみますと、現行のままですと一般財源が1,280万円ずっと続くわけですが、購入した場合につきましては支出が運転手の派遣であったり燃料費であったり、それから公債費が出てきまして耐用年数の6年と見ております。そうしたところで歳出が3,500万円ほどになるわけなんですけれども、歳入といたしまして交付税のスクールバス分で現行と同じ2,800万円ほど入ってくる見込み、それから公債費の償還分、交付税措置分といたしまして大体220万円ほど見込まれるということで、差し引きの必要一般財源というのが460万円ぐらいになるのではないかというふうに見込んでおります。現行のままと購入した場合の比較を見ますと、820万円ほど来年度以降支出が抑えられるということで、耐用年数が6年と見まして、27年度から33年度まで比較した場合、約5,400万円ほど支出が抑えられるのではないかと見込んだものでございます。

それから2つ目の白山小学校のスクールバスにつきましては、今現在協議を行っているところでございまして、バスを何台使うかとかどういった運行経路でやるのかというふうなことでスクールバスをどのように使うかというのがこれから決まっていくものと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 今の涌谷町の財政からしますと、財政を抑えるということは支出を抑えるということは大事であろうとそういったことがあります。説明は同じ議員さんでもみんなレベルが違いますから、わかるようにきちんとやらないとそういうふうになってしまう。今後、その辺は気をつけてあげてやっていただければありがたいかなと思います。

それだけの支出が抑えられる。6年間で5,000万円、かなりの大きな金額だと思います。これは今度の小学校のほう、どうなるかわかりませんが、それにも反映させてやるべきだろうと私は思いますので、その辺も踏まえてアドバイスの今度の中学校の部分ではこうですよということをつけ加えて小学校のほうにも説明すべきかと考えますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺信明君） 説明の件につきましては今後そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから白山小学校のスクールバスにつきましても、今現在本当に始まったばかりでどういった運行基準というのか、どこまでをバスに乗せるとか乗せないとかといったところから始まっているところがございますので、実際にバスが何台使ってというふうなときになりましたら、将来的なことを見まして、それから児童の削減数によってバスが今後減ったりふえたりということもあるかと思っておりますので、その辺も考慮しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。14番。

○14番（大泉 治君） 小中学生の海外研修業務委託料についてお伺いいたします。これは子供たちの世界観とか見聞を広めることによってこの町、もしくは子供たちの将来に大きな役に立つ重要な事業であるというふうには認識しております。ただ、しかしながら今回中学生の場合ですが、応募者が12名の定員に13名の応募者があったということで、1名分の追加という非常に心情的にというか町としては優しい対応をしたのかなというふうには思われます。しかしながら、前年度においては4名ほどのオーバー、4名だか5名の応募者のオーバーがあって……。要するに、その前の年はオーバーがあったんです。余りにもオーバーがあり過ぎたということで定員で切る。そういった常に応募者が上下しております、毎年のように。年代的なものもその年その年の子供たちの友達とか仲間とかさまざまな条件も重なっておるんだろうと思います。

そこで、これは町の予算的な問題で定員を決めているのではなく、例えば応募者だったりそれから引率の関係でどれぐらいまでだったらこういった人数で引率できるというようなところから恐らく定員の数を決めておられるのだろうというふうに思いますが、本来であれば毎年毎年そういった形で定員の数を上下することなく、しっかりと定員の中でこういった事業が行われるべきであろうというふうに思いますが、その辺についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育長（笠間元道君） ありがとうございます。基本的には参加人員については要綱にあるとおり原則であろうというふうに考えます。まさに14番議員さんお話のように、そういう思いで教育委員会、そして財政とも相談させていただいて、結果として12名定員に対して1名増ということでございまして、その1名増も実は涌谷在住で他の町外の中学校に行っている子供ということもございまして、そういう面もございましてぜひ参加させ

ていただきたいということもございましたので、そういうふうな形に今回はさせていただいたわけです。昨年度は12名に対して8名、その前は議員お話のように片手以上の定員オーバーでやむなくといいますか、要綱どおり抽選ということもございます。つまるところ、基本的には定員どおりだろうというそういう基本的な考えは教育委員会としても持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） そういったことで、先ほど申し上げましたけれども、予算的なものだけではないというふうに考えております。たまたま、今回小学校の派遣事業費が全く減額されたために当初予算の範囲内ではあるというふうな思いはしております。しかしながら、例えば今回中学校に関しましても定員がはっきりしておることによって応募者の方々も、それから人選する場合にもこれはしっかりとした人選ができるであろうということと、これは最初からそのとおり応募者の増減がありますので、例えば12名という数字がいかかなものか。例えばでございますけれども、一、二名定員枠をふやしておいてその範囲内とするというような、定員よりオーバーすることは絶対にないというような事業にすべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育長（笠間元道君） その辺も財政とも相談いたしまして、その辺の考え方、整理していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進みます。34ページから35ページ、2項小学校費でございます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。同じく34ページから35ページまでの3項中学校費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、36ページから37ページまでの4項幼稚園費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。36ページから39ページ、5項社会教育費、質疑ございませんか。それでは、4番。

○4番（久 勉君） 文化財保存事業補助金とあります。文化財保護なんですけれども、たしか今年度薬医門の修理で予算とっていたはずなんです、いつ着工するんでしょうか。いまだに着工されていないようなんですけれども、半年もたっているんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 薬医門につきましては、いろいろことは学芸員2人で対応しているわけでございますけれども、ことしいろいろ特別展示とかそういった部分もございましてちょっとおくれておりますが、年内中に発注を考えてございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） せっかく当初予算で予算計上しておいて、いろいろあつと。いろいろが何かわかりませんが、ちょっと仕事に対してルーズといいますか、もう決まっていることなんですからきちんと進めるべ

きだと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 議員さんご指摘のとおりだと思っております。今後は当初で決まっている予算につきましては早急に対応を考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、38ページから39ページまでの6項保健体育費について、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に移ります。同じく38ページから39ページ、11款災害復旧費に入ります。2項公共土木施設災害復旧費について、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、40ページから41ページまでの12公債費1項公債費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく、40ページから41ページまで、14款予備費1項予備費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第67号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

---

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第2、議案第68号 平成27年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第68号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ5,257万4,000円を増額し、総額を27億2,845万9,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、国民健康保険税の本賦課後の収入見込みによる減額及び平成26年度決算確定による措置でございます。また、歳出の償還金におきまして平成26年度療養給付費等交付金の確定による支払い基金への返還でございます。詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤釈雄君） 税務課長から順次説明いただきます。税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 国民健康保険事業勘定特別会計のほう、予算書6ページ、7ページをお開きください。

町長の提案理由にもありましたように、1款の国民健康保険税につきましては現年度課税分、平成26年の所得が確定し、7月に本賦課したことによりましてそれぞれ減額をお願いするものでございます。要因といたしましては、被保険者数で263人、世帯数で75世帯の減少、所得は1人当たり4万3,077円の減少によるものでございます。終わります。

○健康課長（熊谷健一君） 続きまして4款前期高齢者交付金①現年度分14万円の減額でございますが、今年度分額の確定によるものでございます。

次の8ページ、9ページをお願いいたします。9款繰入金①その他一般会計繰入金25万9,000円の増額でございますが、歳出の8款保険事業費に係る人件費分として一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。次に2項基金繰入金①財政調整基金繰入金142万9,000円の減額でございますが、財源調整で基金へ戻し入れをするものでございます。次に10款繰越金①前年度繰越金8,158万4,000円の増額でございます。

次に10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございます。3款後期高齢者支援金等から6款介護納付金までそれぞれ今年度分額の確定による増減でございます。

次に12ページ、13ページをお願いいたします。9款基金積立金財政調整基金積立金4,079万2,000円の増額でございますが、基金条例の規定により前年度繰越金の2分の1以上を積み立てするものでございます。積み立て後の年度末基金残高見込みは1億6,025万3,000円となるものでございます。

次に10款諸支出金①償還金1,130万5,000円の増額でございますが、平成26年度分療養給付費等交付金の実績確定に伴い社会保険支払い基金へ返還するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） 国民健康保険の仕組みが大きく変わろうとしているわけですがけれども、平成30年度には県単位となって運営されるようになると思うんですがけれども、その話し合いといいますか現在までの進捗状況はどのようになっているか。

○議長（遠藤釈雄君） 健康課長。

○健康課長（熊谷健一君） 特に県等の協議というのはまだ始まっていないわけですが、国保新聞等の情報により

ますと、平成30年度からなんです、運営のあり方につきましては都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うとなっております。共同運営という形になると思います。ただし、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営に中心的な役割を担うこととなります。資格の管理、それから保険証の発行、保険事業、その他細かいことにつきましては今までどおり、従来どおり市町村の仕事となります。あとは、一番心配しています保険税の関係なんです、これにつきましては県のほうで医療費水準と各市町村の年齢水準によりまして国保事業納付金ということで、市町村にこれぐらい納めてくださいということで通知が来まして、その金額にあわせて市町村では税率を決定して収納率も見込みまして税率を決定して賦課徴収するというようになっております。

今現在、情報として入っているのはこれぐらいでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 今の説明だと、そうすると市町村ごとに税額は変わるということに理解してよろしいわけですね。それと、もう一つなんですけれども、もう1点なんですけれども、今後期高齢者を連合という形でやっていますけれども、後期高齢者とのことについての話題というんですか、そういったものはないのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○健康課長（熊谷健一君） 税率のお話ですが、先ほど申し上げましたようにその市町村の医療費水準、医療費のかかり方、それから年齢水準というのは高齢者が多いとかそういうのを勘案して保険料は決まる予定です。それから連合とのかかわりですが、今のところといいますか法律でもそういうのは全然話は出ておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 町長、私もその広域連合の議員となってことで4年目になるわけなんですけれども、どうも連合の体質というのは結局各市町村から派遣されていた職員で構成されていますので、責任感といいますか職務に対する対応が結局3年ぐらいで変わってしまうということで、何かどう見てもうまくいっているというふうには見えないんです。ですから、この際国保を県でやるのであれば連合も県のほうが連合ではなく後期高齢者の業務を県でやるものと市町村でやるものと両方あると思うんですけれども、その辺を国保と一緒に考えていかないと、結局健康づくりにしても後期高齢者の健康づくりということで宮城県に6,000万円の金もらえることになっているんですけれども、実際はそんなにももらっていないという結局もらっていないことはやっていないということと同じだと思うんです。ただ、制度上非常に使いにくい制度になっていたりとか、そういうのをもっとスムーズにやるためには国保も後期高齢者も一緒になって健康づくりというのを宮城県全体としてのレベルアップというのを考えていくためには一緒のほうがいいのではないかと思いますので、ぜひほかの市町村長さんたちと話し合いをしてみんなで訴えれば県も動かざるを得ないと思いますので、その辺のことを町長のほうから涌谷が発信してやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 国保の県の絡みというのは私も大変危惧しておりました。4番議員おっしゃいますとおり、それぞれの町で町民の方々の健康を工夫しながら運営してきたものが、また屋上屋を置くという気はしております。さらにまた、後期高齢者の制度でございますけれども、私も議員したことがございますが、これは町村間の努力によって健康を保てるものであって、県が途中で入って指示を出しながらというのはちょっといかが



なものかという感じはしてまいりました。その辺のところを担当課といろいろ意見を交わしながら、町村会議で提案してみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号 平成27年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第68号 平成27年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第69号 平成27年度浦谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第69号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ408万8,000円を増額し、総額を1億6,384万1,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、後期高齢者医療保険納付金の納付見込みによる増額及び平成26年度決算確定による措置でございます。詳細につきましては担当課長より説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○健康課長（熊谷健一君） それでは、議案書6ページ、7ページをお願いいたします。4款繰越金408万8,000円の増額でございます。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費11節需用費②消耗品費1万円の増額でございますが、制度の啓蒙活動の際に配付するポケットティッシュを購入するものでございます。次に2款後期高齢者医療広域連合納付金407万8,000円の増額でございますが、納付金の不足が見込まれますことから増額をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号 平成27年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成27年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第70号 平成27年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第70号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を増額し、総額を669万5,000円といたそうとするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入では前年度の繰越金の確定により増額いたし、歳出につきましては歳入と同額を予備費として増額するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略して、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号 平成27年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 平成27年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第71号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第71号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,498万2,000円を増額し、総額を4億5,374万円とするものでございます。主な内容につきましては、歳入では平成26年度分の繰り越し額の確定等に伴い増額いたし、歳出におきましては下水道建設費の雨水調整池防護柵設置工事等を増額するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第71号 平成27年度涌谷町公共下水道会計補正予算についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。

第2表地方債の補正でございます。地方債の変更でございまして、限度額を3,400万円から5,100万円に改めるものでございます。主に污水管渠工事ほかの事業の追加、組み替え等によります地方債の増額でございます。予算書6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございますけれども、ただいま町長の提案理由にございましたように、今回の歳入補正予算計上に伴う歳入歳出の調整によりまして一般会計繰入金金を減額いたすものでございます。また、決算確定に伴う繰越金の増額、事業費の組み替えによる公共下水道債の増額でございます。

予算書8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございますが、下水道総務費におきまして涌谷浄化センターのコピー機の保守点検手数料5万円の増額をお願いするものでございます。次に下水道施設管理経費の修繕料におきまして1,080万円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては浄化センターの抜気装置の修繕で、回転軸を支える部分にふぐあいが生じておりますことから、今回修繕に要する費用をお願いするものでございます。また、手数料19万円につきましては3カ所の電磁流量計の保守点検料でございます。次に公共下水道建設事業費委託料で1,118万円の減額、工事請負費で2,418万円の増額をお願いするものでございます。委託料につきましては、污水处理基本構想変更業務委託料の確定見込みによる減額と、右岸地区の雨水排水事業の実設計委託の増額でございます。工事請負費につきましては渋江地区ほかの污水管渠工事及び新たに公共升2カ所を設置する費用、さらに新下町裏に建設しております雨水調整池防護柵設置工事分の増額でございます。事業費、合わせまして1,300万円の増額となるものでございます。

次のページ、公債費でございますが、10ページ、11ページでございます。長期債元金の償還金で219万6,000円の減、長期債利子で149万7,000円の減額をお願いするものでございます。これまで利率を見込み計上しておりましたが、昨年度の借り入れ分の確定に伴い減額するものでございます。予備費につきましては今後の見込みによります増額するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 平成27年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第72号 平成27年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第72号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に変更はございませんが、歳入におきまして平成26年度分の繰り越し額の確定によりまして所要の措置をするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略します。これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） 4月からもう9月の末なんですけれども、これまで何件接続されたか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 今年度分ということでございましょうか。その数字につきましてはちょっと後ほど再確認させていただきます。たしか、件数としては上がってきておりませんでしたので、再度確認して数字につきましては報告させていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 昨年度の決算の監査委員さんの報告書にもあるとおり、この事業も維持管理の時期に入っており、接続率を上げなければ事業運営がどうにも立ちいかなくなる。一般会計の依存体質に陥らないよう喫緊の課題として対処されたいという厳しい指摘を受けております。これは昨年度の決算の状況を見てもわかりますとおり、収入で維持管理も賄えないような状況です。今の単価で全戸入っても賄えないような事業なんです。これをどうしていくかということは町全体の大きな課題として捉えて、今後どうするのかということをきちんと整理していかなければならない時期なのではないかと思えます。

それから行財政のほうの行政改革の推進のために行財政改革大綱をつくってその中で中期経営計画をつくるべきだというのは一番新しいのは24年度で終わっているんですか。25年度以降のはなぜつくらないんでしょうか。

こういうことからしてみると、計画的に仕事を進めているとはどうしても思えない。一つ一つ目標を立てて、その目標に向かってきちんと進行管理してできない理由が何なのか。そういったことを整理してかからないとこのままだとずるずる本来なら教育とか福祉に使われるお金が下水道の維持管理費に回るということは町民にとってはこんな不幸なことではないことですから、きちんと収入を上げる。接続していただくことを昨年でしたか、多分昨年だと思います。一応補助制度みたいなのができたんですけども、それだけで足りるのかどうか。前に常任委員会で町内の業者さんと話し合いもしたことがあるんですけども、そういった業者さんを有効に使うための、例えばご褒美があってもいいじゃないですか。ある業者で1年間に10件やった、10件接続したとになったらそこに何かご褒美を与えとか、そういうことでもしなければこれは本当に解決していかないことではないかと思しますので、その辺のことはいかが、どう考えているか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） まず、接続率の関係でございますが、確かに4番議員さんの言うとおりで、こちらのほうの接続率が上がらないと経営が立ち行かないということはおっしゃるとおりでございます。今後とも接続をいかにしたら接続していただけるかというさまざまな方策につきましては今おっしゃられた案も含めまして検討を重ねまして、対応してまいりたいというふうに考えております。それから先ほどちょっとご質問にありました4月以降の接続件数でございますが、1件でございました。社会情勢等のそういうこともあるんじゃないけれども、震災以降復旧が落ち着いてきてからは農村部につきましてはそれほど伸びていないのが実情でございます。

それから中期経営計画のほうでございますけれども、今現在こちらのほうの見直し等の関係なんですけれども、総務省からの指導がございまして、中期経営計画そのものももうちょっと長期で見るとということと、現在新公営企業会計の適用に向けましてそちらのほうの準備もしております、そちらのほうと連動させて計画のほうを上げてまいりたいと思っております。それから先ほどのちょっと接続件数の訂正でございます。花勝山が1件、篁岳中央が1件、上郡が1件で合計で3件でございました。訂正させていただきます。

それから先ほどの4番議員さんの業者に何か手立てという、ご褒美というそういうようなことでございますが、そういったところも含めまして接続率の向上に向けて案のほうを検討させていただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 決算の説明のときには昨年は万葉苑の接続があったということですが、昨年の見ても1年間に7件という接続。本当に努力したかという努力したかというのは目標値みたいなのを立てて、結局対象者はわかっていることなんですから、しつこいぐらいに当たるとか中にはお年寄りでもうちは要らないんだということもそれはそういう方もいるのも事実だと思いますけれども、公共下水のほうは幸い料金収入で維持管理費は賄えるようになっていまして、ぜひ農集排のほうもそこを最低の目標として年次計画を立てて仕事を進めていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） おっしゃるとおり、農集排事業につきましては農村部にあるということから、おっしゃるとおりお年寄りの世帯、それから高齢者世帯、後継者がいないというような状況になっておりまして、当初うちでも下水道が必要だと言っていた方がそういった社会構造の変化によりまして不必要になってきたと

ということもございます。そういった中で接続率をふやしまして経営を安定する努力というのを今後方策を考えたいと思います。その際には各議員さん方のご協力も必要になってくるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。8番。

○8番（門田善則君） 前者と同じようなことだったんですが、まずここで最後に町長に聞きたいんですけども、農集排水事業について監査委員からのそういった指摘があったわけですが、町長として今後この農集排水事業を監査委員の指摘を受けてどう考えていくのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 接続率の向上につきましては、今課長のほうから申し上げました。また、4番議員さんのほうからも提案ございました。私もけさ恐らくこの話題出るんだろうということでぐるっと早く出て回ってまいりました。それで、農家というのは土地が隣接して排水先がない農家が多いんです。その区域も今回の農業集落排水区域内に入っている。いかに排水先の確保が必要だということで見させていただきました。でありますから、今課長がおっしゃいました接続率の向上に向けての努力とあわせて、そういった地形上の問題も委員会としても研究していただければと思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 恐らく、町長としてはそういったことになろうかというふうに思いますけれども、まず4番議員さんが指摘したとおり、私もそう考えていました。どうするんだろう、今後がとても心配だと、未来のことが。これは涌谷町の財政も圧迫してくるだろうというふうに考えるんです。だから、そういう質疑になるわけですから、これは町長に担当課だけではなくそういった何か研究会とか何かをつくってどうしたらいいんだろうということをお話し合う機会を多く持っていて、課内だけではない大きな問題として今後やっていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 設置してしまった農業集落排水の事業、これを放棄するわけにはまいりませんので、ぜひとも生かせるべく方策、8番議員の意見を聞きながら進めます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号 平成27年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第72号 平成27年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第73号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第73号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,005万3,000円を増額し、総額を16億5,412万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、平成26年度決算確定による措置と歳出の償還金におきまして平成26年度介護給付費等の確定による国県等への返還でございます。詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長から順次説明願います。

○健康課長（熊谷健一君） それでは、議案書6ページ、7ページをお願いいたします。歳入でございます。7款繰入金1項2目①介護予防事業繰入金4万6,000円と、②包括的支援事業費繰入金6万7,000円のそれぞれ増額でございますが、歳出で説明いたしますが、地域支援事業費分につきまして一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。次に8款繰入金①前年度繰越金3,699万1,000円の増額でございます。次に9款諸収入294万9,000円の増額でございますが、平成26年度分介護給付費及び地域支援事業費の精算で、県及び社会保険支払い基金から交付されるものでございます。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。4款基金積立金介護保険給付基金積立金1,344万9,000円の増額でございますが、剰余金の積み立てでございます。積み立て後の年度末基金残高見込みは5,309万円となるものでございます。終わります。

○福祉課長（高橋正幸君） 続きまして、5款1項1目細目1介護予防事業費につきましては、介護予防事業の今後のリーダー育成のため、公民館での介護予防事業を行うためのゴムボール等の消耗品として4万6,000円の増額をお願いするものでございます。2項1目細目2包括的支援事業費につきまして、旅費及び負担金補助及び交付金につきまして認知症対策事業を行う上で、認知症初期集中支援チームを設置するためコーディネーター役となる認知症地域支援推進員が必要となることから盛岡での研修への旅費及び受講負担金として6万7,000円の増額をお願いするものでございます。

○健康課長（熊谷健一君） 次に、10ページ、11ページをお願いいたします。6款諸支出金2,649万1,000円の増額でございますが、平成26年度分介護給付費等の精算で、国県への返還及び一般会計に戻し入れをするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 平成27年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開いたします。

日程8に入ります前に、ここで9月25日本会議で議会の同意を得られました副町長、監査委員、教育委員会委員の皆様からご発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、皆様から就任のご挨拶をいただきます。

初めに副町長に選任されました佐々木忠弘さん、ご登壇願います。

○副町長（佐々木忠弘君） それでは、一言挨拶をさせていただきます。

このたびご承認をいただき感謝申し上げます。議員の皆様ご承知のとおり、私はことしの3月末をもって定年となり、涌谷町の行政を卒業させていただきました。退職後は涌谷の町に何か恩返しをしなければならないということと考えていたところ、社会福祉法人共生の森の牛渡理事長さんのほうから障害者福祉を手伝ってほしいかという誘いをいただき、今現在共生の森でお世話になっているところでございます。8月の町長選挙で新しい町長が誕生し、今後涌谷の町がどのように発展していくのかをご期待をしていたところでございます。今回大橋町長から私の人生設計においては全く予期しない身に余るほどの職であります副町長へのご推挽をいただき、かつ議会の皆様の賛意を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、その職責の重大さであることを深く思いをいたしております。

お受けした限りは全身全霊を傾注し、大橋町長が担当されます任期中に意図された公約、そして新しい町勢発展への施策実現に努めてまいりますことを申し上げ、意は尽くせませんが機会をいただきました本席、皆様方への挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（遠藤稯雄君） 次に、監査委員に選任されました遠藤要之助さん、ご登壇願います。

○監査委員（遠藤要之助君） ただいまご紹介をいただきました遠藤要之助でございます。過般の議会におきまして監査委員の選任に当たり、不肖私を全員のご賛同をいただき選任いただきましたことに感謝申し上げます。

その責任の重大さには本当に身の引き締まる思いといたしますか、肩にどっしりとその重みがかかっております。



特に、私も8年前に議員を辞職いたしております、再びこの議場に帰るといことは考えてもおりませんでした。凶らずも監査委員として参与席に座ることになりました。私はもとより浅学非才の身でございます。ただし、老骨にむち打って誠心誠意あい務めてまいります所存でございます。どうか、議員諸侯にはさらなるご鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げます、大変不調法ではございますけれども挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（遠藤稔雄君） 次に、教育委員会委員の佐々木一彦さん、ご登壇願ひます。

○教育委員会委員（佐々木一彦君） ただいま紹介いただきました佐々木と申します。町内田沼町に在住しております。今回この職を受けるに当たって、わざわざ町長さんが拙宅にお越しいたき、ご依頼を頂戴いたしました。その際に涌谷の子供たちのために何とかというお話をいただきまして、心を動かされ、お引き受けすることになりました。拙い教職経験ですが、少しでもお役に立てればと願ひしております。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（遠藤稔雄君） 次に、教育委員会委員の安住功司さん、ご登壇願ひます。

○教育委員会委員（安住功司君） 今ご紹介いただきました安住と申します。このたび教育委員に任命、承認いただきありがとうございます。

私、涌谷町の未来を担う子供たちのために新たな教育基本法をもとに昨今の教育全般の全てにおいての課題を教育改革や教育改善、環境の整備に推進していく所存でございます。微力ながらも全身全霊尽くし、努めてまいりますのでどうかよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（遠藤稔雄君） 次に、教育委員会委員の戸田康子さん、ご登壇願ひます。

○教育委員会委員（戸田康子君） 九の1区の戸田でございます。私は現在社会人枠の大学院生として大学に通っております。この経験から、学ぶことの楽しさや喜びなどわくわくするようなそんな喜びを教育現場の中に生かしていけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（遠藤稔雄君） ありがとうございます。皆様の今後のご活躍をご期待申し上げます。

休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第74号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第74号の提案の理由を申し上げます。

本案は収益的収入で140万4,000円、収益的支出で500万7,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

主な内容といたしまして、収入につきましては当初予算見込み時点に比べ資材費、労務費、経費等が上昇したことによる受託工事収益に増額を、支出につきましては配水管等の破損修繕料、受託工事費、決算確定による減価償却費の増額でございます。詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第74号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、ただいまの町長の提案理由にございましたように受託工事の収益でございますが、本町、新町、成沢地内の消火栓移設工事の経費、材料等の増に伴う増額分140万4,000円を計上するものでございます。

支出につきましては総額500万7,000円を増額いたそうとするものでございます。内訳でございますが、営業費用2目配水費及び給水費配水管等破損修繕料といたしまして324万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては4月末に発生いたしました砂田前への涌谷バイパスの配水管の修繕、こちらのほうに多額の費用がかかったために不足が生じたもので、今後の見込みとして計上させていただいたものでございます。

3目受託工事費は、先ほど申し上げ消火栓移設工事分でございます。5目減価償却費につきましては、固定資産の減価償却額が確定したことによるものでございます。2項営業外費用につきましては、企業債償還利息の確定による減額でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 水道ということで、涌谷町の水道料金等については常に高いほうだということ言われておりますけれども、実は上郡地内で下水道を引いたんだけどその引いた時点は自家水でやっていた。ところが家を修繕してお風呂も直してトイレも直したら、水量が自家水では足りない。それで、町水道にはできないものかというようなお話がここ2年か3年前にありました。それで、前課長さんがその辺の現地調査等やっているはずなんです、その引き継ぎ等、現在どの進行形になっているかお知らせいただきたいんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） その件につきましては、前課長から引き継ぎ書のほうに明記させていただいておりまして、こちらのほうでも引き継いだことを承知しております。ただ、こちらのほうの1件のみではなく4件ほどあったかというふう聞いておりますが、その分の新たな区域の拡大といいますか配管の計画につきましては現在、そちらのほうにつきましては現在経費等の関係もございまして実現に至っていないその状況は変わってございません。今後とも、何かそういったところを救うような手立てが補助として出てくるのであればそういったことを考えたいというふうには考えておりますが、現段階ではこのままの計画だと状態ということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 進捗がないということなんですけれども、今4件というお話がありましたけれども、その4件が皆さん同意して町水道を入れたいというようなお話も聞いております。ただ、一番残念なのは今の課長さんにそんなことを言っても大変申しわけないんですけれども、なぜ下水道で穴掘ったときに一緒に町水道の配管も入れておけば全然問題なかったと思うんです、後から使いたいと言われても、どうせ穴掘るんだったらパイプ代だけなんですよ。その後からなってからやるとなるとまた穴掘らなければならないから多額の予算がかかるわけで、あの当時下水道課と水道課と同じ施設に入っていたのかどうかわかりませんが、分かれていたんですよね。そういった意味で、今後もですけれども参与の皆さんには言うておきますが、横のつながりを持って事業をしないということになってしまうので、その4件だって今は必要だということであるから前向きに検討すべきだと思うんですが、検討する気はどうなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 農集排事業と一緒にやればよかったとおっしゃるところ、ごもっともでございます。たまたまその時点では自家水の水量も豊富であったということで、自分たちには必要ないということでのお話がありまして、その段階では配水管を布設しようとしたところではございましたけれども、そういった合意には至らなかったという経緯はございました。今思ってみるとそのときにやっていたらということになってくるかと思えます。そのとおりでございました。今後は、おっしゃるとおりでございます。困っている方がいるところにつきましては、何か手立てを考えるということでございますので、その方向についてはやぶさかではないと思えます。今後等、何かできることがあるのかどうか、そういったところも含めまして区域の増大とそれから安全安心な水をお届けする方策を考えるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 担当課長としてはそういう返事しかできないだろう。これは予算が絡むものですから、とても担当課長レベルで判断できることではないと思えます。そこで、最後に町長にお聞きしますけれども、困っている人が地元といいますかそちらのほうにおけるわけですので、改善策を早期に考えてあげてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 言いわけをするつもりはございません。課長の決意を尊重したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤釈雄君） 起立全員であります。よって、議案第74号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第9、議案第75号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第75号の提案の理由を申し上げます。

本案は収益的収入におきまして平成26年度末に交付決定されたオーダーリングの補助金について今年度長期前受け金として整理するものでございます。また、収益的支出におきまして消耗備品費として電子カルテ稼働に伴う病棟什器としてナースカート等の購入及び減価償却の補正をするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、検査室安全キャビネット、内視鏡モニター、中江南医師住宅カーポートの整備をするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤釈雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） ご説明の前に、今回の議案第75号につきましては2回も議案書の差しかえを行う結果となり、大変ご迷惑をおかけしました。まことに申しわけございませんでした。議案書を作成する内部での点検不十分による結果となってしまう、改めて課員一同議案書作成に当たっては十分なる点検を実施し、今後の議案書作成に当たりたいと思います。よろしく願います。

それでは、平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

第2条におきまして予算第3条で定めた収益的収入に701万9,000円、収益的支出に207万2,000円の補正をお願いいたします。第3条におきまして、第3款資本的収入に6,480万円、4款資本的支出に650万2,000円の補正をお願いいたします。

予算書2ページをお開き願います。第4条として予算第5条に定めた企業債の予定額に480万円を追加いたします。

それでは、予算書6ページ、7ページをお開き願います。収益的収入の補正でございます。1款2項4目長期前受け金戻入につきましては、平成26年度末にオーダーリングシステム導入に係る国庫補助金が決定したことにより、固定資産減価償却に係る戻し入れ分として701万9,000円の補正増をお願いいたします。次に、収益的支出の補正でございます。2款1項3目経費6消耗備品につきましては、今年度電子カルテの稼働を目標としており、その導入台数等の仕様を決定したところでございます。今回病棟での電子カルテによる看護記録、無線LANで入力端末をベッドサイドまで移動して記録する仕様としたことから、病棟での電子カルテ使用するための病棟什器、看護カルテカートを追加として200万円2,000円の追加をお願いいたします。4目減価償却費につきましては、機械備品に係る減価償却費を精査した結果7万円の補正増をお願い

するものでございます。

次に資本的収入及び支出の補正でございます。初めに資本的支出からご説明申し上げます。1項3目資産購入費につきましては、今回町長の提案理由にもございましたように、検査室におきまして細菌検査でございます。細菌検査の状況について外部の監査を受けたところ、その細菌検査の方法について指摘・指導を受けました。細菌検査を行うところは個室化になっており、検査室から外部への感染については予防できる仕組みとはなっておりますが、検査を実施する検査スタッフに対する防護策が不十分であるという指摘を受けました。このことから、院内でも早急に検討し対策が必要であるという方向からバイオハザード対策用の安全キャビネットの導入119万9,000円になりますが、お願いいたすものでございます。また、電子カルテ仕様決定に際し当初予定としておりました端末台数より5台多く仕様決定したことにより、当初予算に対し212万円の追加をお願いするものでございます。また、内視鏡用のモニターがふぐあいとなり、これも毎日使用している医療機器であることから、導入の方向性を行い、全て合わせて345万6,000円の補正増をお願いいたすものでございます。

5目その他建設改良につきましては、医療福祉センター隣の医師住宅3棟にカーポートを設置し、医師の住宅環境の改善を図ろうとするものでございます。それらの財源といたしましては、資本的収入の企業債を予定とするものでございますが、電子カルテ化の分につきましては国保直営診療施設に交付されます国保特別調整交付金の申請を予定しているところでございます。9項他会計負担金につきましては、企業債元金の償還分の財源として補正増をお願いいたすものでございます。以上で説明を終了します。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。4番。

○4番（久 勉君） 改革プランを多分策定中だと思うんですけども、その進捗状況等を。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 改革プランの進捗状況というふうなところでございます。

今年度に入りましてから3回、検討委員会を開催しているところでございます。委員からの意見については、おおむね吸い上げさせていただきまして、あとは内部での意思決定をどのように行うか。その内部での意思決定というのは一般会計負担の方法の部分について、それをどのようにするかというふうなところを決定し、それに基づきちょっとずれがある場合はもう少し検討することになるかと思いますが、今は現状はそういった状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） スケジュール的にはいつごろまで策定する予定でしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 総務省でこの新改革プランのガイドラインの発表が行われたのが27年3月末でございました。その総務省の方針によりますと27年と28年の2カ年でプランを作成して、29年からの実施というふうな予定でございます。ただ、うちのほうとしてはできるだけ前倒しで行いたいというふうなところの考えもございまして、実質につきましては28年度から、27年度中に作成をして28年からの改革プラン実施というふうな方向の目標設定をしているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第75号 平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここでお知らせしておきます。加藤 紀議員、早退の届け出が出ておりましたのでご報告申し上げます。



#### ◎議発第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議発第4号 涌谷町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とさせていただきます。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第4号

平成27年9月30日

涌谷町議会議長殿

提出者 涌谷町議会議員 久 勉

賛成者 同 後藤 洋一

#### 涌谷町議会議員定数条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

これまでも行財政改革や議会改革に取り組んできたが、各種団体との懇談会、議会報告会等での町民の声を具現化するため、また議会の活性化、改革の一環として議員定数を改正するもの。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。久議員、お願いします。

○4番（久 勉君） ただいま上程された議発第4号 涌谷町議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、提案の趣旨説明を申し上げます。

当町にあつては、町民要望の多様化、高度化、町税収入の減少等により厳しさが続く財政状況、これからさらに進むと思われます少子高齢化、人口減少の到来と大きな変化が予想されます。これまでも行財政改革、ある

いは議会改革に取り組んでまいりました。議員定数を削減すると町民の声が町政に反映されないとの意見もありますが、議員自身が民意を把握することに尽くすという努力で、十分その目的を補えるものと思います。社会環境や社会構造の変化の中、パブリックコメントやいろいろな懇談会、町民アンケート、議会報告会等さまざまな形で民意を捉えており、議員だけが民意を反映するために存在しているわけではありません。私は議員として自己研さんを積み、資質の向上をもって少数精鋭を目指すべきと考えております。当議会では地方分権社会にふさわしい議事機関、監視機関として機能を発揮しつつ、民意を的確に反映できる議会に向けて議員みずからその定数を判断しなければなりません。なぜ今削減しなければならないかという問いかけがあろうかと思われれます。それについては地方自治団体の基本原則に立ち返って考えたとき、地方自治法第2条第14項において地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定しており、この意味するところは地方自治が住民の責任と負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならないものであって、議会もまたその要請のもとで効率化と経費削減の努力義務を負っているのです。議員定数に関する法定上限数が取り払われ、まさに自己決定の自由度が高められる一方でその決定の責任はみずからが負わなくてはなりません。我々議員は町民からの負託によってその職責を果たそうとするものであります。町政にかかわる重要な事項の決定を審議するものとして責任を自覚しなければならず、町民の声の中に議会と議員に対して定数の削減を求める声がある以上、その声に向き合わなければその負託に応えるとはいえないと強く思います。

県内の状況を見ますと、人口当たりで議員数が少ないのは多賀城市で議員数が18人、人口が6万1,918人で、1人当たり3,440人、次に角田市では議員数が18人、人口3万3,317人、1人当たり1,684人、町村では富谷町20人、人口5万1,399人で、1人当たり2,560人、柴田町は18人、3万8,539人、1人当たり2,141人、大河原町15人で2万3,853人、1人当たり1,590人、美里町16人で2万5,201人、1人当たり1,575人。現在涌谷町は15人で1万7,294人で1,152人、前回の改正時には平成17年に改正してございますが、そのときは人口1万8,843人でございました。今平成27年、1万7,294人、1,549人と人口は減っております。13人でも十分委員会活動も可能であると判断し、13人とするものです。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明が終了しました。

これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） まず、提出者の説明がございました。賛成者として後藤洋一議員が載っております。私は川原町ですから10区の後藤さんとは選挙地盤というのは競合する面が多分にあると思うんです。ですから、賛成者というのは十分議員定数削減について熟知をされて、その上で賛成したと思われしますので、まずは賛成者からお聞きしたいと思います。

議会ではこれまでいろいろな話し合いで、今会期中は現状のままでとそういうふうに納得してきたわけなんです。きのうの全協で早速この話が出たんですが、その辺については後藤議員さんはどういう判断をされたんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者。

○4番（久 勉君） 先ほども趣旨説明で申し上げましたけれども、県内の状況を見てもこの人数でも大丈夫だということで、さきの只野議員から6月でしたか、6月の議会終わった後だと思うんですが、削減のための特別

委員会を設置してはどうかということで、それを議会運営委員会で話し合ったときは今回は改正しないで、次の人たちに任せてもいいのではないかとということで、そういう意見が多くて、私はその意見にはちょっと不本意だったんですけども賛成が多いのでそれでということになったんですが、その後、考えてみたら議会報告会での町民の方々のご意見、あるいは県内の状況を調べてみると必ずしも15人でなくても委員会活動もやってもいけますし、民意の反映というのも必ずしも議員が多いから全部民意が、多ければ多いほど民意が上げられるということでもない。議員個人個人の研さんを積んだり、あるいは民意を反映するための努力というか、そういったことさえすれば十分議会活動はできる。そして調べてみたら平成17年からもう27年と10年たっているわけですし、今回12月に選挙があるということからすれば、ここがチャンスであろうということで提案いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 久議員は議会報告会で削減しろという、そういう町民の声があったと言うんですが、私たちの班が歩いたところではそういう話は全然なかったんですね。ですから、私は削減するのであれば議会基本条例というのもせっかくなつくたんですから、それを十分活用して公聴会を開くとか、その上で特別委員会を開いて十分調べた上で結論を出すべきではないかと思うんです。そして、削減の理由として財政状況を上げました。2名減らして経費の節減だとそういう話もありましたけれども、2名減らしてどれぐらい削減の効果があるのか。そして、2名減らした分が歳出の金額に対してどれぐらいの割合を占めているか、それを教えてください。

○議長（遠藤稔雄君） 久議員。

○4番（久 勉君） 2名で報酬それから期末手当、それから共済費、3つ合わせまして2名で1年間に大体1,100万円ほどです。それで歳出に占める割合が幾らかというのはパーセンテージでは特に出していませんけれども、一つの目安といたしましては町長の言う子育ての支援策、例えば高校生までの医療費を無料化、それから所得制限を撤廃したときにどのぐらいかかるかというのを試算しますと約700万円ぐらいですから、そういうのに回すこともできますし、またそのほかの子育て支援にも活用できると思います。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 議員の報酬というのは年間、共済費を含めまして私のは26年度ですけども7,989万9,000円なんです。ですから、1人当たり年間532万6,000円。2名削減で年間1,065万2,000円なんです。この2名削減分が歳出に占める割合というのが0.13%しかないんです。ですから、2名減らしてもわずか0.13%、残りの99.8%にメスを入れるのが議会の務めであり、町民が議会に求めている役割ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 4番久議員。

○4番（久 勉君） 当然、全体の歳出に目を配るとするのは議員として当然なことであり、別にそれが15人から13人に減ったからといってできなくなるということではないと思いますので、それは見解の相違としか言いようがないです。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 私は反対する理由の、あと4つぐらいあるんですけども、反対する第1の理由というの



は議会は多くの町民の意見を反映すべきだと考えるものなんです。ですから、13名より15名、2人多いというよりはより広く町民の声が、意見が行政に反映させることができる。これは当然なことなんです。自治法では法定数を条例により特に、特にですよ、削減できる旨の規定がございます。しかし、特にという意味は特別な理由に限ってと解釈すべきであって、ただ上限を定めているだけとの解釈は法を軽視するものなんです。あと、第2の理由というのは議会には行政をチェックする大きな役割があるんです。町長以下、多くの職員が1年365日公務に従事されております。しかも、そこに座っている参与さん以下、職員の方というのは行政のプロなんです。この仕事をチェックするのに議員は15人しかいないんです。ですから、町の行政全般をチェックしようと思えば15人の議員が今以上に猛勉強してもなかなか行政のプロに追いつくことは難しいというのが私の実感なんです。2名削減することは行政をチェックするという議会の機能低下になるのではないかと思います。あと、第3の理由というのは地方分権が進んで自治体の権限と仕事はふえる傾向にあるんです。このことは、当然それをチェックする議会の役割も大きくなることを意味しておると思います。議会の役割が大きくなるときに、議員を減らすのはさかさまではないかと私はそういうふう考えているんです。これではますます議会の比重というのは低下するということになると思います。議員には町民の多様な意見をくみ上げ、町政と町民をつなぐパイプ役の役割、また町政をチェックして執行機関に対する批判監視役としての役割、そしてこれが一番大事だと思うんですが、政策提案、立法の役割があるんです。町民の議員を減らせという声に迎合して議員本来の役割を忘れて町民受けに走るの私はどうかと思うんです。削減に賛成する議員が、この4年間どんな活躍してきたか。これをまず自問自答してほしいと思うんです。予算審議ではこれは活発に箇所づきの質問はするんですが、決算の審議という逆転してまるきりおとなしい議会になってしまう。討論というのはほとんどないんです。朝日新聞にかつては数字の読めない議員は要らないとそういう記事もございました。これを議員さん方は重く受けとめて、財政の分析もやるとかそういうことも十分やれるように自己研さんをして、これはそういう人が仮に今までそういう動きをしてきた、動きが全然なかった議員さんが残ったとしても私は今以上に活性化するとは考えられないんです。

第4の理由というのは、私からいうと議会改革にならない。今回削減する理由として議会改革が言われています。しかし、その方向性、具体性というのは抽象的で何ら説得力を持つものではないと思います。議会改革は町民の議員を減らすという背景にある議会への不信が、不満があるんです。その不信不満を解消するものでなければならぬと思います。必要なのは行政との適切な関係を保つということが重要であり、積極的に質問質疑討論を行って、議員は情報公開に努めることが必要です。さらに、せっかくつくった議会基本条例ですから、これを飾り物にしないことが大事なんです。ですから、この議員定数削減もせっかくつくった議会基本条例を活用して十分調査検討することが必要だと思います。

このことで、私は選挙が近いから確かに議員減らすと言えば町民受け、町政のことをより詳しくわかった人以外はああ、いいこと言ったなと思うんですが、私が今まで言ったことを十分吟味すれば安易に議員を減らしてはいけなくてという考えに立つものなんです。以上です。

○議長（遠藤 稔君） 今、特に大事なことでですから4回目の質疑を許可しましたが、4点質疑ございます。よろしいですか。久議員。

○4番（久 勉君） 確かに長崎議員さんおっしゃるように、議員一人一人が研さんを積んでチェック機能をきち

んと果たすということは議員として当然のことでもありますので、それは議員個々人の研さんによって解決されていくことであって、それは数で解決する問題ではないと思います。町民の意思がいかにか町政に反映されているかというその尺度は、議員の人数に比例するわけではなく定数のみをもってはかるべきものではないと考えます。議員として選出されるための道がより狭き門になるということを意味します。より厳しい選挙の試練を経て、より多くの町民の支持と信頼を得たものが議員として資格を与えられることになり、なお一層少数精鋭の議会への変革に資するものと期待されるものであります。

それから北海道の栗山町で行ったときの資料ですけれども、議員定数には合理的な基準がないと言われております。いろいろな理由で議員の数をいじることがあるんですけれども、1つは財政がひっ迫し行財政改革の観点から議会も予算を減らすべきだという財政要因、近隣や同規模の自治体も議員定数を減らしている横並び要因、人口が減少しているからその代表たる議員の数も減らすべき、人口要因。議会が住民の代表機関として仕事をしているように見えない、これは不信要因。立候補者がなく無投票選挙、立候補者が定数を下回るような気配、選挙要因とさまざまな要因があるわけですけれども、決定的なこれだというものはないと言われております。ただ、先ほどもお話し申し上げましたけれども、多賀城であるとか角田であるとか、人口当たりによれば3,400人とか1,600とか1,500、そういうところでやっている議会もあるわけですから、そしてその議会がこれではうまくないということも言われているわけでもないことですから、必ずしも定数によって議会活動がおろそかになるということは考えられないと思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。なければ、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。賛成ですか。ほかにございませんか。賛成ですか、反対ですか。ほかにございませんか。賛成ですか。

それでは、反対討論から行います。11番。

○11番（長崎達雄君） 11番、長崎達雄でございます。

反対討論を申し上げます。涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例に反対討論します。私が反対する第1の理由は、議会はより多くの町民の意見を反映すべきだと考えるからであります。13名の議員より15名の議員のほうがより広く町民の意見を行政に反映できることは理の当然であります。自治法では法定数を条例により特に削減できる旨の規定があります。しかし、特にの意味は特別な理由に限ってと解釈すべきであって、ただ上限を定めているだけの解釈は法を軽視するものであります。

第2の理由は、議会には行政をチェックする大きな役割が求められております。町長以下、多くの職員が1年365日公務に従事されている。しかも、町の職員は行政のプロであります。これに対し、この仕事をチェックすべき議員は15名に過ぎません。町の行政全般をチェックしようと思えば15名の議員全員が猛勉強してもなかなか追いつかないというのが実感であります。2名削減することは行政をチェックするという議会の機能低下につながるものであります。

第3の理由は、地方分権が進み自治体の権限と仕事はふえる傾向にあるということです。このことは当然それをチェックする議会の役割も大きくなることを意味します。議会の役割が大きくなる時に議員を減らすのは

逆さまではないか。これではますます議会の比重が低下することになります。議員には町民の多様な意見をくみ上げ、町政と町民をつなぐパイプ役としての役割、また町政をチェックし執行機関に対する批判監視役としての役割、そして政策立案、立法の役割があります。町民の議員を減らせの声に迎合して議員本来の役割を忘れて町民受けに走るのはいかがなものか。削減に賛成する議員がこの4年間どんな活躍をしてきたか、まず自問自答すべきであります。予算審議はそれなりに箇所づけ質問はするが、決算審議はゼロ、討論もゼロの状態です。数字の読めない議員は要らないと朝日新聞で指摘されていることを重く受けとめて、まず財政分析する力を蓄える。また、討論は質疑より大事であることを認識するのが先決問題であります。この4年間、これらのことをやってこなかった議員が削減後の議会に参加したら、今まで以上に低調な議会になるのは目に見えてきます。7番議員に対する評価はさまざまですが、彼が毎回財政問題を取り上げる姿勢は見習うべきであります。「人の振り見て我が振り直せ」であります。

第4の理由は、議会改革にならないからです。今回削減する理由として議会改革が言われています。しかし、その方向性、具体性は抽象的で何ら説得力を持つものではない。議会改革は町民の議員を減らせという背景にある議会への不満不信を解消するものでなければなりません。必要なのは行政との適切な緊張関係を保つことであり、積極的に質問、質疑、討論を行い、情報公開に努めることであります。さらに、せっかくなつくった議会基本条例を飾り物にしないで町民を巻き込んで検討すべきであります。公聴会を開いて議員全員が町民の意見を直接聞くべきであります。分権時代において議会に求められているのは議員定数の削減ではなく、むしろ逆により多様化した町民のニーズに対応できるだけの議員の数であり、議会議員の質的向上とともに町民のために働くことではないかと思えます。

第5の理由は、厳しい財政状況にあり、議会も身を削って範をすべきだということも削減の理由に挙げられておりました。しかし、厳しい時代だからこそ議会がこれまで以上に頑張って何が無駄で何が必要かを見きわめることが大事ではないでしょうか。議員の報酬は年間、共済費を含んで15人で7,989万9,000円で、1人当たりになりますと年間532万6,000円、2名削減で年間1,065万2,000円であります。議員報酬の一般会計に占める割合は0.98%です。残りの99.02%は執行機関による歳出であります。これを2名に当てはめると、議員2名削減分が歳出に占める割合は0.13%にしかありません。2名減らしてもわずか0.13%にしかならないのであります。残りの99.8%にメスを入れることが議会の務めであり、町民が議会に求めている役割ではないかと思えます。議員定数の削減によってこうした役割が縮小されることがあってはならない。4番議員から議会報告会で削減せよという声があったとのことですが、私の班ではそのような声は聞かれなかった。そこで特別委員会を立ち上げ、公聴会を開いて意見を聞き、十分検討の上結論出すべきであって、それもしないでただ1回の全員協議会で削減を決めるのでは朝令暮改のそしりを免れない。選挙も近いものだから、安易に町民に迎合しこびを売る姿勢は改めるべきであります。これまでの議会での話し合いで今会期は現状のままで決着済みだったのが、先に削減ありきではなく、もっと時間をかけよく協議検討するべきと考えます。全員で十分協議することが議会制民主主義であります。

以上、5点の理由を述べて反対討論とします。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 1番大友でございます。今回の議員定数削減案に対して、全国的にも少子高齢化、人口減

少が今後ますます続く中、当町においても例外ではなく、町税収入の減少など財政状況も厳しくなっております。その中であって、議会と議員のあり方が問われているのも事実であります。議会報告等々でも町民の皆様からは議会と議員に対して削減を求める多くの声があります。議員みずから身を切る覚悟で汗をかき、責任を持って町民の負託に応えていくのがこれから求められる議員のあり方と思ってこの4年間過ごしてきました。

定数15から13に削減しても、議会活動においても何ら支障がないものと私は捉えております。過去の例にとらわれず、今議会での議員各位の良識ある英断をお願いいたしまして賛成討論とします。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 3番。

○3番（後藤洋一君） 3番、後藤洋一です。定数条例の一部を改正する条例に対して賛成討論といたします。

長引く景気低迷による歳入の減少、そしてまた少子高齢化による社会保障の増加等、また人口減少問題等により今後財政負担の増大などによって厳しい財政状況になってくると考えております。また、各種団体との懇談会、年2回開催されます議会報告会では町民の皆様から議員定数改正についての意見が出ております。このことについては議会としても重く受けとめなければなりません。議会は多くの町民の意見を反映する場でもあり、人口を目安として議員定数を定めていくことは町民の皆様の理解を得られると考えます。開かれた議会を実現し、役割を十分果たして取り組んでいくことが一番大事だと考え、議員定数を改正することに対して賛成討論とします。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） 2番、只野でございます。定数条例の一部を改正する条例案について賛成討論いたします。

私が4月に議員の定数の改正をしたいという話をもちまして議運のほうで議論をしていただきました。確かに議員皆さんそれぞれの個人の考えがあったようで、そのときは特別委員会をもって議員同士で基本的に討論をして、そして町民の皆さんに意見を聞きながら進めるのがよいかと考えて、私はそのときはそれ以上のことは言いませんでした。ただ、今回みなさんの意見を聞きますと、確かに反対意見の中にももっともなところもございます。しかしながら、私たちが基本条例をつくりまして町民との乖離、あるいは町民の意見をきちっと聞きながら議会運営を進めていこうじゃないかという思いがあります。これを実現するためにも議員みずから町民の皆様とともに真摯に研さんして研修を重ねそして自分の立場をもってそして地域に発信していかなければならないと考えております。定数15から13に関しては、この間の常任委員会の状態を見ますと7人から4人ぐらいで運営をしております。これはできないことではありません。今まで1日かかっていたところを2日、あるいは3日で十分な審議を行えばいいのであって、あるいは知らないところは私たちはもっと研さんをして進めるべきであると思います。議員として15からの今の状況は町民にとって非常に議員に対する不信も多く、私は13の定数で賛成するものでありますし、今後の議員の活動に期待をしていただきたいと思います。以上で賛成討論といたします。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議発第4号 涌谷町議会議員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議発第4号 涌谷町議会議員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時20分といたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

---

◇

◎議発第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議発第5号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

班長に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第5号

平成27年9月30日

涌谷町議会議長殿

提出者 涌谷町議会議員 久 勉

賛成者 同 後藤 洋一

涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

涌谷町議会議員定数条例の改正に伴い改正するもの。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。久議員。

○4番（久 勉君） ただいま上程されました議発第5号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、涌谷町議会議員定数条例の一部を改正する条例が可決されましたことから、涌谷町議会委員会条例で規定されております各常任委員会の定数を改正いたそうとするものでございます。

次のページの別紙をお開き願います。改正の内容は、第2条第1項第1号及び第2号につきましては1人減、第3号につきましては2人減と改正いたそうとするものでございます。なお、新旧対照表のアンダーラインの部分が改正いたそうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤釈雄君） 提出者の趣旨説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議発第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第12、議発第6号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

班長に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第6号

平成27年9月30日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	加藤	紀
賛成者	同	鈴木	英雅
賛成者	同	門田	善則
賛成者	同	大平	義孝
賛成者	同	久	勉
賛成者	同	大泉	治

#### 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するもの。

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 提出者の趣旨説明を求めますが、先ほど提出者加藤 紀議員が体調不良のために早退いた

しましたので、かわって鈴木議員にお願い申し上げます。

○9番（鈴木英雅君） それでは、かわりまして趣旨説明させていただきたいと思います。

ただいま上程されました議発第6号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則案について、提案の趣旨説明を申し上げます。改正の趣旨につきましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定いたそうとするものでございます。

次のページの別紙をお開き願います。改正の内容は第2条第2項を加えるものでございます。なお、新旧対照表のアンダーラインの部分が新たに規定いたすものでございます。以上でございます。

○議長（遠藤釈雄君） 提出者の趣旨説明が終了しました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第6号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。



#### ◎議発第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第13、議発第7号 小選挙区制の選挙制度を早期に改革するよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第7号

小選挙区制の選挙制度を早期に改革するよう求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

平成27年9月30日

提出者	涌谷町議会議員	加藤	紀
賛成者	同	鈴木	英雅
賛成者	同	門田	善則
賛成者	同	大平	義孝

賛成者 同 久 勉  
賛成者 同 大 泉 治

涌谷町議会議長殿

別紙

小選挙区制の選挙制度を早期に改革するよう求める意見書（案）

政治改革の柱として小選挙区制度が導入されてから20年余になるが、既に多くの欠陥が明らかになっている。平成6年1月、当時の細川護熙首相と最大野党であった自民党の河野洋平総裁との両氏トップ会談において政治改革を目的に選挙制度を小選挙区制に変えることで一致し、結果的に今日の制度に変えられた。しかし、その両者が20年を経た今日、マスコミを通じ小選挙区制度は政治の劣化を招いてしまったと表明している。

小選挙区制度には4割の得票率と8割の議席数に大きな乖離が生じることや、死票が多いことの問題があり、国民の圧倒的多数の意思に反する重大な政策決定が行われる要素をはらんでいる。また、1票の格差という点でも昨年の衆議院選挙では有権者の最多選挙区（東京都第1区）49万2,025人、最小選挙区（宮城県第5区）23万1,081人で、2.129倍の格差であり、2倍を超えている。

よって、涌谷町議会は政府に対し政治の劣化を招いたといわれる小選挙区制度を廃止し、民意が反映される選挙制度に早期に改革するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月30日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

総務大臣殿

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ただいまの朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたし、提出者の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。なお、提出者加藤 紀議員、先ほどの理由で提出者は代理として鈴木議員にお願いしております。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。5番。賛成ですか。ほかにございますか。5番。

○5番（杉浦謙一君） 私はこの意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

小選挙区制度が制定される前からいろいろと国民的な議論が行われてまいりました。まずは選挙費用が多くなるという理由で小選挙区制度を制定したわけでございますけれども、依然として政治と金の問題は依然として



マスコミをにぎわせております。そしてまた、死に票が多いということ、そして大政党こそが当選しやすい、民意を反映しにくいという制度であります。これは先ほど細川首相、そして河野総裁との話もありましたけれども、そういった点で今この制度の見直しを求められると思います。そしてまた、最高裁は1票の格差2倍未満になることを求めているのが現状でございます。そしてまた、宮城5区の話もありました。選挙のたびにこの地域ですと大崎市の志田地域が4区から5区に変わり、また今度それまた宮城5区はこの時点ですとまた区割りが変わるだろうと予想されております。こういった欠陥が制度を早期に廃止をして、また民意を反映される選挙制度を早期に変えること、こういった意見書を出すことが今求められると思ひまして私自身賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第7号 小選挙区制の選挙制度を早期に改革するよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議発第7号 小選挙区制の選挙制度を早期に改革するよう求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

◇

◎請願・陳情

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情はお手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

陳情第4号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情については配付いたしましたので、ご了承願います。

陳情第5号 江合川右岸特殊堤防終了地点から下流部への特殊堤防延長の推進についての要望書については、会議規則第85条の規定により総務産業建設常任委員会に付託し、さらに会議規則第43号の規定により12月定例会まで審査することとしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第5号は総務産業建設常任委員会に付託して審査することに決しました。

---

◇

◎議員の派遣について

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

#### 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

平成27年9月30日

涌谷町議会議長

#### 記

- 1 目的 市町村議会議員特別講座Ⅱ（政策立案コース）
- 2 派遣場所 千葉県市町村アカデミー（市町村職員中央研修所）
- 3 期間 平成27年10月28日から10月30日まで
- 4 派遣議員 久 勉 議員  
只 野 順 議員

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。議員の派遣については会議規則第120条の規定によりただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については派遣することに決しました。

---

#### ◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会9月会議に付された事件は全て議了いたしました。お諮りいたします。

本会議は、この後、あす10月1日から12月28日までの89日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす10月1日から12月28日までの89日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後2時35分